

令和7年7月11日開催

第 11 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第11回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月11日(金) 午前10時00分

2. 開催場所 三石庁舎はまなす 2階会議室

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	出
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	出
	5番	前田 宗将	出
	6番	三木田 照明	欠
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	欠

4. 出席事務局職員

事務局 長	渡 辺 英 樹
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それではこれより、令和7年7月11日招集、第11回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>本日は、金森会長が欠席されておりますので、土居職務代理者に議事進行をお願いします。土居職務代理、よろしくお願いたします。</p>
会長代理	挨拶
議長	まず、議事録署名委員について議長から指名させていただきます。
議長	それでは、議事録署名委員は、1番中村委員、3番山野委員にお願いいたします。
議長	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。</p> <p>順位1番について、事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。申請件数は1件です。</p> <p>【議案第1号順位1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は利用効率向上のため、構成員所有の農地を使用貸借し、営農するため、申請がありました。</p> <p>なお、順位1番については、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号順位1番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号順位1番については、許可相当と決定します。
議長	<p>次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等推進計画(案)の承認についてを、議題とします。</p> <p>順位1番及び順位2番について、事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農用地利用集積等促進計画(案)は2件です。</p> <p>【議案第2号順位1番及び順位2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番及び順位2番は、所有権移転の案件となります。</p> <p>取得理由は、経営規模拡大のための近隣農地の取得でございます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号順位1番及び順位2番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号順位1番及び順位2番については、許可相当と決定します。
議長	次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。順位1番から順位2番について、事務局説明して下さい。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。申請件数は2件です。

事務局	【議案第2号順位1番から順位2番を議案書をもとに説明】
事務局	<p>先ず、順位1番は利用効率向上のため、近隣する農地を受贈し営農するもので、順位2番は近隣する農地を使用貸借し営農するため、申請がありました。</p> <p>なお、順位1番及び順位2番は、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号順位1番及び順位2番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号順位1番及び順位2番については、許可相当と決定します。
議長	次に議案第3号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。 議案第3号順位1番から順位7番について、事務局説明してください。
事務局	<p>それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。申請件数は7件です。</p> <p>【議案第3号順位1番から順位7番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番及び順位2番については、周囲を山林に囲まれた農用地区域内にある土地であり、湿地となっております。耕作が困難であるため地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周囲が山林に囲まれ日陰となっているため今後営農は困難であることから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。</p> <p>順位3番については、周囲が宅地や雑種地に囲まれており、今後営農作付けされる見込みがないことから、地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。</p> <p>順位4番については、周囲が宅地に連担された農地であり、ここを地目整理し、処分するものでございます。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。</p> <p>順位5番については、古くから農業用施設が建っているため分筆し、地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、現況農業施設が建っていることから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。</p> <p>順位6番及び順位7番については、周囲が宅地に連担された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号順位1番から順位7番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号順位1番から順位7番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>(終了時刻 午前10時30分)</p>

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和7年7月11日(議事録調製日 令和7年7月18日)

新ひだか町農業委員会会長

Ⓜ

議事録署名委員

Ⓜ

議事録署名委員

Ⓜ